

平成31年3月8日  
(土木部入札審委員会決定)

### 石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 戸田組 七尾市府中町162番地

2 指名停止期間

平成31年3月8日から平成31年3月21日まで (2週間)

3 指名停止理由

平成30年11月16日に、中能登土木総合事務所発注の「一般国道249号国道改築(防災・安全)工事(外田岸道路改良1工区)」において、二次下請業者の作業員が、地盤改良機械の運転席上部にて、ワイヤーの調整をしていたところ、誤って地上約3メートルの高さから転落し、負傷した。

平成31年2月8日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、元請業者である上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

現場の安全管理措置の不適切により工事関係者に事故が生じたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 越田  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712